

江戸時代の家制度と女性の地位

藤 田 貞 一 郎

- I 高群逸枝の所説をめぐって
- II 和歌山藩浦上いそ帯刀身分一件
- III 南浦古木屋善次郎跡相続纏一件
- IV 余 論

“小糠三合あるならば入婿
するな”（日本古諺）

I 高群逸枝の所説をめぐって

『母系制の研究』ならびに『招婿婚の研究』で目覚しい成果をあげた高群逸枝は、それを土台にして、さらに『女性の歴史』を書き残した。

高群の『女性の歴史』は、日本の女性を研究対象として「原始の母性我的な母権社会から、男性の個人我による父権社会をへて、つぎにその訂正としての現在ないし将来が展開されるまでの歴史」（上・15頁）——引用は、以下ともいづれも昭和47年発行の講談社文庫上下二巻本による——を描こうとしている。その目次は、第1章女性が中心となっていた時代、第2章女性の地位はどんなぐあいに後退したか、第3章女性の屈辱時代、第4・5・6・7章はいづれも女性はいま立ちあがりつつあると題してそれぞれ1・2・3・4と番号が附され、第8章平和と愛の世紀へでもって

全巻が閉じられている。

さて、以上の目次の第3章でいう女性の屈辱時代とはいつのことか。高群はいう。「第三章では、だいたい室町期——江戸期をとりあつかう。著者の時代区分では、室町期は古代の大家父長制の時代に相当し、江戸期は早熟の封建権力がそれをくみしいて、その政権下に分権家父長制を顕現させた時代であり、ここに封建と古代との複合した半古代的時代をあらわすとし、とくに家族制のうえにそのもっともおくれた次元をあらわしている時代であるとする。だから、室町期以後の家族、とくに江戸期の家族は、その性格が家父長制ないし、その圧縮された古典ギリシヤの奴隷制家族に比定されるとする（これらのことはこの章の進行とともに解明される）。したがって、この時期を著者はわが国における女性被圧迫の頂点とみ、これを女性の屈辱時代とよぶのである。」（上・284頁）

要するに、室町期から江戸期、わけても江戸期が女性の屈辱時代の最たるものであったとするわけである。もっとも、「農村の女性などには、むかしどおりの財産権が、江戸末までもちつづけられた現象もある」（上・221頁）としており、屈辱の一語で説明足りぬとするわけではない。しかし、「『家』というもの、『家族制度』というものが、いかに女性の奴隷化と関係がふかいかかわかるう」（上・373頁）という判断を示し、この「家」とか「家族制度」は家父長制に基礎を置くものであり（上・378頁）、そこでの婚姻制は男性がつくる私的経営の「家」のなかに女性をつれ込み、釘づける形態の婚姻制であり、「私有財産をかこいこんでいる「家」の長が、その家父長的経営のための無代価の人的資源（労働力や財産保存に必要な）をつくりだすための生殖器的道具と女性をみなし、またそれと同時に、紡績や機織や炊事や育児や耕作等のための家内奴隷と女性をするための婚姻制」（上・384頁）であるとする。そうして、こうした「家」ないし「家族制度」が「室町以後江戸にかけて」さらに明治民法にまで遺存した

(上・378頁)とする。すなわち、結論としては江戸期を女性屈辱の時代と見、家父長制にもとづく家制度がその元凶であるとするわけである。

いま、原始時代から説き起して現代にまで及ぶ壮大な体系をもつ高群女性史学の全面的批判を加える用意が私にあるわけではない。が、江戸時代を女性の屈辱時代の最たるものと見、その頃の家制度を男性的なものと考えるのは果して妥当であろうか。戦士階級である侍身分の家制度にあっては男性的なものが優越するのは当然であるが、しからざる身分についても家制度を男性的なものと考えてしまってよいものだろうか。という疑問を、私はぬぐい去ることができない。冒頭にかかげた日本古諺あるいは「あの人まはるで養子みたいだなあ。さっぱり奥さんに頭が上らんのだから」といった日常会話が生れて来る理由を究明してみたい。本稿は、そうした卑近な疑問からする二点の史料紹介である。なお、史料はいつでも三重県尾鷲市市立郷土館所蔵の尾鷲大庄屋記録による。利用の機会を与えられた市立郷土館に謝意を表したい。

II 和歌山藩浦上いそ帯刀身分一件

まづ史料(いずれも、当該年の「御用留」に所収……藤田注)を掲げよう。

(イ)

奉願御事

一奥熊野尾鷲組中井浦住浦上円三郎姉いそ義帯刀相統之儀願出ニ御座候、
円三郎病死後是迄姉江御扶持方被為下置難有頂戴仕御座候、右ニ付い
そ女当年六拾三才年罷寄、俸半次郎と申者御座候、当年廿三才ニ罷成、
浦上之家先代々帯刀之身分俸半次郎江帯刀御免被 仰付候様御願被成
下候様、私共迄毎々欲出候儀御座候ニ付、御願申上候、奉恐入候儀ニ

御座候へ共、願之通半次郎江帶刀御免被 仰付之儀宜敷御取扱被成下
候様奉願上候、依之書附差上申候、以上

午 (天保五年……藤田注) 正月

中井浦肝煎

芳兵衛印

同所庄屋

猶右衛門印

奥村惣四郎殿

(ロ)

乍恐再応奉願上口上

奥熊野中井浦住

浦上円三郎母

いそ

年八十七才

一私儀追々奉願上候通、近年老病ニ而数年相煩罷在候処、旧冬^ルハ追々
取重り老躰故ニ最早此程大切ニおよひ候付、親類ハ勿論医師中ニも本
服之程無覚束申之候間、何卒先々願書を以奉願上候通悴円三郎江家督
相続被為 仰付、猶私江被下置候御扶持方をも私同様同人江被下置候
様奉願上候、左候ハ、先祖旧例之營をも仕、冥加至極難有仕合ニ奉存
候、依之再^(ムシ)乍恐以書付奉願上候間、宜御取次之程奉希上候、以上

未 (安政6年……藤田注) 二月

土井徳藏殿

(イ)、(ロ) の史料はいづれも 和歌山藩支配下の奥熊野尾鷲組中井浦の
浦上いそにかかわる願書である。

(イ)の史料から、浦上円三郎の病死後、その姉の浦上いそが「代々帯刀之身分」を許され、藩から「御扶持」を受けていたことがわかる。女性でありながら浦上いそが藩から相続を許された扶持米を受け帯刀を認められる身分とは和歌山藩という地土身分と思われる。

和歌山藩における地土とはいわば在郷の侍であり、農漁山村で大庄屋・庄屋その他の村役人、鳥見その他藩の地方役人を勤めている場合がかなり見られた(『和歌山県史 近世史料一』和歌山県・昭和52年、1175～1176頁)。

藩がこのような身分の相続を浦上いそに許したのは、地土が究極的には百姓身分のものであったからではなかろうか。上に引用した『和歌山県史』の解説にあるように、地土は在郷の侍であるとするのが通例であるが、浦上いそのような事例が出て来ただけに、地土は本来は百姓身分に属したと考えた方が合理的であるように思われる。戦士階級ならざる百姓身分にかかわる地位であったから起り得た珍しい事例ともいえようが、女性たる浦上いそが「代々帯刀之身分」を相続し、「御扶持」を受けていた事実は否定し得ないのである。

(ロ)の史料が示すように、浦上いそはこの地位を天保・弘化・嘉永・安政にわたる20数年間保持し続けている。天保5(1834)年63才の年に半次郎も23才になったから、これに相続させたいと願ったが、この願いは聞届けられることなく安政6(1859)年にいたっらしい。この年には、浦上いそは87才となり、もはや余命いくばくもないという状態になった。そこで、また半次郎の円三郎——かの半次郎が襲名したものと思われる——に「家督」を相続させ、いそ名儀で受けていた「御扶持」も従来と同様に円三郎に頂戴したいと願い出ているわけである。

以上によって、女性でありながら、浦上いそがその名のもとに浦上家の家督を継承し、藩から扶持米を受け、帯刀人の身分を保持していたことは

明らかである。

III 南浦古本屋善次郎跡相続縄一件

「弘化二巳十二月 南浦古本屋善次郎跡相続縄一件帳 尾鷲組大庄屋元扣」は、女性が「惣領」となり家を相続していた事例を示している。

巳(1845)の霜月、いつ・悴勇三郎・親類金蔵・金蔵代藤兵衛・親類栄吉は、南浦庄屋五兵衛と肝煎喜蔵に「奉願上口上」(史料I)を差出した。それにはこうある。

一私共親類南浦古本屋善次郎娘いつ儀妹弟三人御座候而、いつ之次妹者廿ヶ年前ニ世古町庄太郎江縁付、其次之妹湯浅屋万右衛門江縁付、弟熊次郎儀ハ出産百日相立不申内中井浦桶屋兵蔵方江養子ニ遣シ、いつ儀惣領ニ付親家ニ残り、親共相談之上夫ト為仕候へ共不縁ニ相成、然ル処十三ヶ年前親共相談之上中村浦内山弥之右衛門仲人ニ而錦浦糸川小七郎と申御仕入方勤人縁組仕、親類家内仲能暮シ候……(後略) …

すなわち、南浦の商人古本屋善次郎の娘いつは妹二人第一人の四人姉弟の「惣領」として、古本屋の家に残り、婿を迎えた。最初の婿とは不縁になったが、和歌山藩の藩営専売制の機関である御仕入方の役人糸川小七郎を養子に迎え再婚した。

ところが、再婚後九年目に親善次郎が死去した頃から、古本屋をめぐる母方娘方両者にわかれてのもめ事が起きて来た。

一いつ儀掣出勤中者親より仕来リ之渡世仕妹両人不縁ニ而立戻リ居候内世話も仕、是迄渡世仕候而、親善次郎死後聊借金も不仕罷在候処、熊

次郎母諸共親類万右衛門向井村庄五郎同心ニ相成、養子小七郎離縁可仕様、いつ江強而申聞候得共いつ聞入不申、左ニ連印之者もいつ同心ニ御座候、無咎離縁致させ候儀甚不道理ニ存候ニ付、小七郎いつ兩人心底聞糺候処、夫婦縁も有之九歳ニ相成候男子も出来有之、甚タ歎ケ敷奉存候

もめ事の発端は善次郎の遺産相続にあるが、本稿ではその理由と経過を詳しく究明する必要はあるまい。要は親善次郎の死去後、遺産相続をめぐるもめ事が起きていることと、養子小七郎の離縁が、いつの母から要求されていることがわかれば良い。

(史料Ⅰ)の「奉願上口上」に対して、弘化2年巳12月16日に、いつの母であるしゆんの親類万右衛門・親類庄五郎・親類熊次郎は、南浦の役人中へ「乍恐以書附御答奉申上候」(史料Ⅱ)とその意見を述べた。

一病死善次郎儀男女之子供九人御座候内、惣領五人目迄男子計ニ御座候得共、五人とも早世ニ而末子熊次郎老人相残り申候、依之六人目女子いつ儀を惣領ニ相立、娘兩人者老人庄太郎妻ニ相成、老人ハ万右衛門妻ニ相成申候、然ル処男子ニ縁薄く御座候ゆへ熊次郎儀ハ桶屋兵藏方へ養子ニ差遣シ候得共、当時善次郎方ニ重立候親類ハ熊次郎・庄五郎・万右衛門・七人目之娘ひで此四人之外重立候親類無御座候

善次郎後家しゆんが老年であるため、万右衛門・庄五郎・熊次郎の三人はしゆんに代って、「いつ并同人粹勇三郎外ニ親類と申立金藏代藤兵衛栄吉四人連名を以家督論ケ間敷儀」を申立てたことに対して、その見解を表明し、いつ側に反論を加えていく。その中で、いつが惣領になったのは、本来の惣領から5人目までは全員男子であったが、それらがいずれも早世

したことで、そのために末子熊次郎は桶屋兵蔵に養子に出されてしまったことが理由であるとした。(史料Ⅰ)でいつが言っていることよりも事情が詳しく述べられている。どちらの言い分が正しいのか、ここまでの史料だけでは判断が難しいとしても、いつが女性でありながら古本屋の「惣領」となった事実だけは、両者とも合致している。この点は看過し得ない。

善次郎後家しゅん側は、いつ側の親類に親類たる要件の欠けるものであることを主張する。次にこの点に目を向けよう。

善次郎兄三代前之金蔵儀ハ子孝人も無御座候ニ付、古金屋ち代と申者之娘を養女ニいたし、此養女江辻本屋藤兵衛弟伊兵衛と申者を金蔵病死之後躰ニ仕、男子孝人出生之上右伊兵衛儀ハ離縁ニ相成申候、其後源助と申者躰ニ取候処、右源助入組候儀有之、其段源助の役人衆江願出候付厚キ御利解御座候故、無是悲金貳両善次郎の合力いたし其砌も縁放之断相立候儀ニ御座候

上記の史料の中で、本稿の主題から興味ある点は、善次郎の兄にあたる、三代前の金蔵が子供がなかったので、古金屋ち代の娘を養女にし、この養女が辻本屋伊兵衛を婿にしたあと離縁し、その後源助を婿に取り再婚したという箇所である。金蔵の系統が今やいつの親類たる要件がないとするしゅん側の主張もさることながら、この際いつといいち代といい家付娘の婿養子に対する強い立場に興味がひかれる。

それはともかく、しゅん側は(史料Ⅱ)で「いつ儀者一端清兵衛と申者躰ニ取候砌も不孝之儀有之」と、いつに厳しく批判を加える。

いつの弟の熊次郎も、弘化2年12月、南浦役人中に「乍恐御答奉申上候」(史料Ⅲ)と認めている。

私儀ハ男兄弟六人有之候処、惣領ノ五人迄不殘死去仕候故、私儀も実家ニ差置候而者前々之通短命ニも可有之哉と両親相談之上、桶屋兵藏方江養子ニ相成候儀相違無御座候

(史料Ⅱ)と同様に(史料Ⅲ)も、いつが惣領となった理由を、男子に縁が薄かったからだということに求めているとして差支えない。それにしても、いつが女子でありながら古本屋の惣領となった事実は動きようがない。

(史料Ⅰ)・(史料Ⅱ)・(史料Ⅲ)を受けて、役人からの申渡が出た。巳12月付の「南浦善次郎家入継之儀ニ付村役人取扱申渡書」(史料Ⅳ)は、しゆん側といつ側に対して、それぞれ次のように命じた。

一善次郎後家しゆん其許儀善次郎死後家内不和ニ有之由、右者其方急度申付混雜等無之様可致筈之処彼是家内入継等有之様子甚タ不束候、且又娘いつ儀是迄母江不孝之段申出候付相糺候処、此儀親類共も班々致有之、且善次郎死後は迄家之不為仕候儀も不相聞候儀ニ付、其段いつ江篤と異見相加へ候処奉畏候儀ニ付、先此度者拙者共申聞を相用候、いつ江相統為致候ハ、善次郎存生中之通渡世出来可申と存候間、此旨承知可有之候

一いつ其方儀親跡相統之儀ニ付以願書願出候付夫々相糺候処、母江不孝之段親ノ願出之品も有之甚不埒之儀ニ候得共、是者品合も有之趣此儀此度者差免し遣し可申候間、以後急度相慎ニ第一母江孝行可仕候、相統之儀ハ善次郎存生中ノ其分仕来り候儀ニ付、向後家業出精相統可致事

すなわち、いろいろ問題はあがるが結論としては、いつに古本屋善次郎の

あとを「相続」することを認めるという裁定を出したわけである。

ところが、この(史料Ⅳ)の「申渡」に対してしゆん側は不服を唱える。弘化2年12月22日付でしゆん・万右衛門・熊次郎・庄五郎が南浦役人中にあてた「乍恐以書付奉申上候」(史料Ⅴ)はいう。

一右之趣母江申聞候処、縦御役人衆いつ江孝行致候様御申付有之候共、
此度母を敵ニ被願出候罪以後不可遁、此段決而不承知之旨申聞候

娘いつの母しゆんに対する親不孝は許しがたい罪業であるということ
で、一件はまた振出しに戻ることとなった。この時、いつは42才、しゆん
は72才であった。

ここで、この鏈一件は仁井田源一郎が取扱うことになった。源一郎は『紀伊続風土記』を編纂し、『富国存念書』を著わした、かの仁井田模一郎好古の長子である。源一郎は父に従って『紀伊続風土記』の編纂にたづさわり、後、日高・名草・奥熊野・有田・海部など和歌山藩領内諸郡の代官を勤めた人物である(『和歌山県誌』下巻・和歌山県・大正3年・896頁)。安政6年(1859)に61才で没しているから、弘化3年には48才であったことになる。この頃、源一郎は奥熊野の代官であったらしい。

弘化3年2月21日付の尾鷲組大庄屋玉置理兵衛宛通達で、仁井田源一郎はこういつている。

其組南浦善次郎親類左名前者共、相糺儀有之候間、村彼人附添書状着
次第我等役所へ差出し可被申候、仍之申遣候、已上

仁井田源一郎の裁断で、古本屋善次郎跡相続鏈一件は落着いたらしい。
弘化3年3月朔日付の、しゆん・ひで・熊次郎・万右衛門・庄五郎が南浦

庄屋五兵衛・肝煎喜蔵にあてた「就御諭御請口上書」（史料Ⅵ）がある。この口上書は五兵衛らの手から、さらに玉置理兵衛を経て代官所に差出されている。

それによると、以下のような結論となっている。

一勇三郎儀唯今古本屋相統為致候管候得共、祖母おしゆん願ニ付ひで
 之子ニいたし、一旦ひで江相統為致、勇三郎を守り立屹度相統為致可
 申事

一勇三郎儀幼少ニ付、いつ居候所江参り候儀者勝手次第之事

一いつ義者老母しゆん之了簡次第、尤旧離旧義絶不相成事

一ひで儀古本屋相統^(ムシ)□後家之事

母親のしゆん側は、仁井田源一郎が示した、上記の内容の「御諭」を有難く受け入れ、「向後聊違乱申間敷堅相守り、親類中実意ニ取計」うと誓ったわけである。

したがって、古本屋善次郎跡相統継一件は娘いつ側の敗北という形で落着いたことになるが、本稿の主題からするとき興味深いのは、いつの妹であり、善次郎・しゆん夫婦の七番目の子供にあたる娘ひでに、「一旦」、古本屋善次郎の跡を「相統」させ、そのあとでいつの息子である勇三郎に「相統」させるという裁き方である。

要するに、以上の一件史料から、いつにしてもひでにしても、娘でありながら、古本屋の家督相統が認められていることは明らかである。

IV 余 論

村上信彦の『明治女性史』（全4冊）（理論社・上巻のみ昭和44年、他は

昭和48年)は、高群逸枝の『女性の歴史』と並んで、女性史研究における優れた書物であるが、村上信彦も高群逸枝とひとしく、家制度を男性的なものとして割り切ってしまう傾向がある。

「原則的にいえば、幸福な妻は運よく物分りのいい男にめぐり会えたことによって幸福なのであり、特殊な偶然的なものであるが、不幸な妻は家制度下の家長権によって不幸なので、一般的な不幸だった」

「家という制度があり、夫婦の平等化を妨げたのである」(以上二つとも村上信彦『明治女性史 中巻前篇 女権と家』321頁)

ところが、以上のように単純化する一方でこうも述べる。

「長男が家督相続する規定は明治三一年の旧民法によって定められたので、それ以前は自由であった。またその旧民法は平民より身分的に優位におかれた土族の慣習を重んじたので、武家の長男子相続制度を採り入れたものであって、庶民の相続は昔から長男とはきまっておらず、信州には末子相続の慣習もあったし、年が上なら女でもかまわぬという姉相続の慣習もあった」(『明治女性史 上巻 文明開化』117頁)

すなわち、明治以前の庶民の家制度はかならずしも男性的なものとは定まっていなかったということを認めているのである。江戸時代の家制度と女性の地位を考える場合、この認識こそ大切にすべきだと私は考える。戦士階級ならざる庶民、すなわち被支配者身分の家制度は決して男性的なものとは定まっていたわけではなかったのではなかろうか。村上信彦は『明治女性史 上巻 文明開化』のなかで、町人の結婚について「要は個人でなく看板なりのれん(傍点は原文通り……藤田注)なりの家中心の結婚である」(45頁)と記すが、男性的なものともなっていないし女性的なものともなっていない。そうした家制度が江戸時代の庶民の家制度であったと解する時に、この表現は本当に生命を得るのではあるまいか。

江戸時代の和歌山藩領内に生きた下級武士たる藩校教師の女房川合小梅

が認めた『小梅日記』(全3巻)(平凡社・昭和49・50・51年)と城下町和歌山の上層商人の妻沼野みねの『日知録』(『和歌山市史 第五巻』和歌山市・昭和50年)は、江戸時代の女性の日記として最近注目を浴びている。が、小梅もみねも家付娘で婿養子を迎えた身であることは、例外的偶然といえない問題点を示唆しているのではなからうか。古本屋善次郎跡相統纏一件のいつとち代の婿養子に対する地位の強さを思い起したい。

本稿は、和歌山藩奥熊野尾鷲組におきた僅か二つの事例を紹介したにすぎない。しかし、いづれも尾鷲組のうちでの出来事であるだけに、この地域における江戸期の家制度と女性の地位を考える材料には十分になり得るのではなからうか。

「小糠三合あるならば入婿するな」というわが国になじみの表現は、単なる戯言とは考えられない。本稿で紹介し得たような江戸時代の家制度下における女性の地位と家付娘の強さという事実を忠実に反映したことわざと解すべきであろう。

江戸時代、主君は家臣の相続にかかわる身分的行為については全面的に干渉したが、「これに反して庶民の(相続にかかわる……藤田注)身分関係には幕府は原則として放任主義」(石井良助編『日本法制史』青林書院・昭和32年・420頁)をとっただけに、今は事例紹介が必要だと思われる。

(1979年11月6日)

(附記)

本稿は和歌山県史編纂作業の一環としての成果である。協力を惜しまれなかった和歌山県史編纂室に深く謝意を表したい。